

もりやま

NO.135



令和3年1月1日発行
編集発行
守山市農業委員会
TEL.077-582-1152

農委だより



会長より市長に「令和3年度に向けた守山市農業施策についての意見書」を手渡す。

年頭にあたって
守山市農業委員会 会長 秋山新治
謹んで新春のお慶びを申し上げます。
皆さまには、農業委員会活動に対し格別のご理解、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
年末の新型コロナウイルス感染症の拡大により感染者が増加し医療体制のひっ迫が懸念される中、活動の自粛や飲食店の時短営業等が要請され、日常生活や経済活動が大きな影響を受けております。皆さまには、感染予防に「3密」を避けるなど注意を払っていただきますようお願いいたします。
さて、農業委員会は、日頃より農地の利用に向け農業者の意向を確認し、遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化の推進、担い手の確保や新規参入の促進、女性の農業者社会への参画を後押ししてきたいと考えております。
折しも、今年は「コロナ禍」の状況により、活動等が制限される状況ではありますが、「人・農地プラン」の実質化を進めていくことが求められております。「人・農地プラン」の実質化とは、5年後、10年後に「地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の農業者が話し合ってきた方針を決めていくことです。この中で、農業委員・農地利用最適化推進委員は守山市とともに話し合いを進めていく役割を担うことになっております。農業者の皆さまには、地域農業の将来の方針を決める重要な話し合いであるとの認識のもと、積極的にご参加いただきたくお願いいたします。
最後に、私たち農業委員および農地利用最適化推進委員一同は、守山市の農政・農業の推進の一翼を担う者として、本市の農業の発展のため取り組んでまいりますので、ご指導・ご協力のほど、よろしく申し上げます。

- 農業委員: 北野豊弘, 川島忠文, 林茂一, 石田達男, 木村伊太郎, 寺田久重, 林善治, 下村耕, 戸田守晃, 山本麻紀代, 園田耕三, 寺田英子, 秋山新治
農地利用最適化推進委員: 西村潔, 岩井英男, 山本繁二, 本城康吉, 今井茂嗣, 山本隆浩, 西村雅行, 高橋謙二, 中出克己, 中野邦文, 宮嶋國彦, 杉江八寿生, 岩本剛, 林宣男, 今井和雄

農業委員・農地利用最適化推進委員 担当区域一覧表

農業委員

Table with 3 columns: No., 氏名, 担当区域. Lists 13 members and their respective districts.

農地利用最適化推進委員

Table with 3 columns: No., 氏名, 担当区域. Lists 15 members and their respective districts.

守山市賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借における賃借料平均(10aあたり)は、以下のとおりです。ただし、平均額等を基に賃借料を決定する際には、ほ場の区画や畦畔・用排水路の状態に応じて当事者間で相談し調整してください。(既に賃貸借設定されている期間中は、その契約内容に従ってください。)

令和2年11月10日 守山市農業委員会

10aあたり(単位:円)

Table with 7 columns: 区分, 学区名, 平均額, 最高額, 最低額, データ数, <参考>平均額(H30.1~H30.12). Shows rental fee data for different districts.

※データ数は、集計に用いた筆数です。
※賃借料を物納支給(米)としている場合は、60kg当たり12,000円に換算しています。
※平均額は、各区分の10a当たりの賃借料合計をデータ数で割った値です。
(全賃借料データの平均値×1.7(野洲川1.8)以上および平均値×0.3(野洲川0.2)以下を除外しています。)
(注1) 平均額は6,100円となるが、今年の平均額との相違が著しいため参考に値しないので「未表示」とします。

令和3年度に向けた守山市農業施策についてのご意見書

農業委員会は、昨年の11月26日に市長に対し、令和3年度守山市農政施策の意見書を提出しました。この意見書は、農業委員会等に関する法律第38条により「農地の利用の最適化に関する事項」に基づき、農業者の代表機関として意見を申し述べるものです。
(抜粋)

1 担い手の安定した農業経営について

地域農業の担い手である認定農業者や営農組織が果たす役割が大きくなっていくことから、安定した農業経営においては地域を巻き込んだ取り組みが不可欠なことから、次の取り組みの支援をされたい。

(1) 毎年、担い手の高齢化によるリタイアが散見されるため、担い手や集落営農組織の安定した経営に向け、積極的な活動ができるよう情報や意見交換が行える体制の創設。

(2) 「人・農地プラン」は、機構集積協力金や農業次世代人材投資事業等の支援措置を受ける場合の要件であるので、取り組んでいない地域も含め実質化に向けた取り組みの推進。

(3) 認定農家が減少傾向にあることから、新規就農者等から認定農家へ導くことや手続きの簡素化など移行に伴う支援。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響から米の需要が減少し価格が下がる傾向にあることから、高収益が期待できる園芸作物や新たな土地利用型畑作物のモデル的経営体の育成に向けた取り組みの推進。

2 新規就農者および農業後継者の育成について

(1) 農家子弟が親元就農するにも農業機械や施設の大規模化を図るための資金が必要であることから、農業次世代人材投資事業の対象とならない農家の後継者に対して、市独自の給付制度の創設の検討。

(2) 農業経営発展のための事業継承や雇用確保、対外信用力の向上等を考慮すると法人化が欠かせないことから、法人化に向けた取り組みの支援。

(3) 水稲の新規就農者の育成として、兵庫県三田市のベテラン農家が実習生を受け入れ農業技術を取得する制度を参考にし、「第三者継承」へ導く対策。

(4) 女性が農業経営に参画することは、農産物加工など経営の多角化にもつながることから、意欲ある女性農業者の育成・支援の取り組み。

3 計画的な農業生産基盤整備の実施について

(1) 農地中間管理事業にかかる「機構関連事業」等による基盤整備の制度の条件が厳しいため、国や県への条件の緩和の働きかけ。

(2) 農道・水路等の経年劣化により営農および地域の防災面においても支障をきたすことから、各土地改良区が行う改修事業等の支援の充実と十分な予算措置。

4 遊休農地対策および農地の利用促進について

農業に関心がない者や遠方の者が農地を相続することにより、農地の管理や耕作ができなく遊休農地が増加しており、市民生活にも影響があることから、

次の支援をされたい。

(1) 遊休農地を解消する国の補助事業が廃止されたことから、遊休農地解消事業への補助金を復活するよう国、県への働きかけ。

(2) 休耕田の草刈りや耕運などの農作業を受託する機能を有するような組織として、既存の農業組合の組織強化とリーダー育成の支援。

(3) 農地の持つ多面的機能を確保し良好な生活空間を守るにあたって、兼業農家や自給的農家も活躍し重要な役割を果たしていることから、農地の管理が継続できる支援。

5 守山ブランドについて

モリヤマメロンを始めとする守山産農産物等の生産者の育成・確保と、さらなる守山ブランドの発掘・認証に取り組みとともに販路拡大に向けた取り組み。

6 アフターコロナについて

新型コロナウイルス感染症の流行により、農産物の販売機会が大幅に減少したことから、次の支援の検討をされたい。

(1) 早急な出荷・販売の回復等につながる新たな経営改善の取り組みの支援。

(2) 滋賀県がコロナ禍対策として「農産物の宅配100円キャンペーン」の支援を行い好評であったことから、本市においても農産物の販売のための宅配料金の助成支援。

7 地域の農業組合への支援について

農業組合は行政が推進する「人・農地プラン」の実質化や多面的機能支払交付金事業等には無くてはならない組織であり、弱体化を防ぐため、農業組合の編成の在り方について検証を行い、行政の積極的な関与をされたい。

農地法の解説

農地法は、農地を農地以外のものであることを規制し、農地についての権利の取得、農地の利用関係を調整、農業上の利用を確保するための措置を講じることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、国民に食料の安定供給の確保に資することを目的として制定された法律です。(一部要約)

■農地とは？

農地法では、農地とは耕作の目的に供される土地をいいます。登記簿の地目欄に「畑」と記載されているかどうかに関わりなく、土地の現況で判断されます。

■農地法3条許可

農地の売買や賃貸借
自分の農地の所有権を移転したり、小作地として賃貸借したりする場合には必要な許可です。農地を農地として、そのまま利用します。

■農地法4条許可

自己所有の農地に家を建てる時など、自分の農地を耕作目的以外に利用する場合に必要な許可です。
※農地を買った人がそのまま農地として利用する場合の許可申請です。(俗に言う所有権移転です)ただし、買った人が農地を駐車場などに変更することは認められません。許可には耕作要件などの条件があります。

自己所有の農地に家を建てる時など、自分の農地を耕作目的以外に利用する場合に必要な許可です。
※農地を農地以外(宅地など)に変更する場合の許可申請です。自己転用とも言われます。あくまでも自分で転用し、自分で使用する場合のみです。転用した後に売ることが目的の場合は4条申請は出来ません。

農業者の所有農地に農業用倉庫や農機具置場などの農業用施設を建てる場合は、事前に出出をいただくこととなります。

■農地法5条許可

農地の所有者以外の第三者が農地を転用する場合に必要な許可です。

農地を使用収益する権利を持つていない者が、農地を買い受け、あるいは賃借し、宅地に変えて住宅を建築する場合などに必要な許可です。

■市街化区域内の農地転用(農地法4条・5条届出)

市街化区域内では、市街化が優先されるため、農地転用の要件は緩やかで、許可ではなく農業委員会への届出で行うことができます。

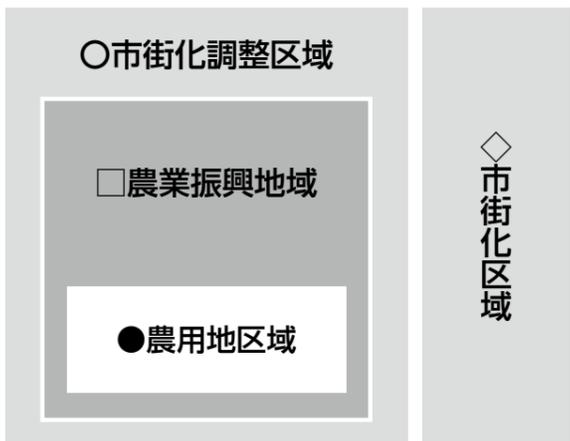
■農業用施設等を建築する場合

この場合、敷地面積は200平方メートル未満で、これを超える場合は農地法第4条許可申請となります。



★土地利用区分★

(都市計画法、農業振興地域整備に関する法律による区分)



○□農地転用許可必要 ◇農地転届出
●農地転用原則不許可 (農用地区域の除外手続完了の場合を除く)

■農地法の規定による許可の性質

- 許可の有効要件
農地の権利移動について、許可を受けないでした行為は効力を生じません。
- 違反に対する罰則
違反行為には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。
- 農業委員会は、違反転用者に対し、許可の取り消し、または工事その他の行為の停止や原状回復、違反是正のための措置を命じることがあります。

■農地の権利移動や農地転用を考えている方は、まず相談を！

農地の売買や転用を考えている方は、地元の農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。お問い合わせいただく場合、あらかじめ土地の地名、地番を調べておいてください。

■問い合わせ先

農業委員会事務局
電話 五八二―一一五二